

瀬戸内海環境保全基本計画の変更案

変更案	現行	在り方答申
<p>第1 序説</p> <p>1 計画策定の意義</p> <p>瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためこの計画を策定するものである。</p>	<p>第1 序説</p> <p>1 計画策定の意義</p> <p>瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためこの計画を策定するものである。</p>	
<p>2 計画の性格</p> <p>この計画は、国民に対して瀬戸内海の環境保全の目標を示し、その理解と協力を得て、各種関係法令及び関係計画と連携しつつ、国、地方公共団体及びその他の者がその目標を達成するために講ずべき施策等の基本的方向を明示するとともに、諸施策の実施に当たって指針となるべきものである。</p>	<p>2 計画の性格</p> <p>この計画は、国民に対して瀬戸内海の環境保全の目標を示し、その理解と協力を得て、国、地方公共団体及びその他の者がその目標を達成するために講ずべき施策等の基本的方向を明示するものであり、瀬戸内海の環境保全に関連する諸計画に反映させるとともに、諸施策の実施に当たって指針となるべきものである。</p>	
<p>3 計画の範囲</p> <p>この計画は、瀬戸内海(瀬戸内海環境保全特別措置法第2条第1項に規定する瀬戸内海をいう。)における水質の保全・管理、海面及びこれと一体をなす陸域における自然景観・文化的景観の保全並びにこれらの保全と密接に関連する動植物の生育環境の保全・再生・創出等について定める。</p>	<p>3 計画の範囲</p> <p>この計画は、瀬戸内海(瀬戸内海環境保全特別措置法第2条第1項に規定する瀬戸内海をいう。)における水質の保全、海面及びこれと一体をなす陸域における自然景観の保全並びにこれらの保全と密接に関連する動植物の生育環境等の保全について定める。</p>	
<p>4 計画の期間</p> <p>この計画の期間は概ね10年とする。また、策定時から概ね5年ごとに、本計画に基づく施策の進捗状況について点検を行うものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。</p>		
<p>第2 計画の目標</p> <p><u>この計画の目標については、瀬戸内海は、</u>自然的要素と文化的要素が一体となって形成された内海多島海景観ともいべき特有の自然景観・文化的景観を有し、貴重な漁業資源の宝庫である<u>瀬戸内海は、また、</u>その周辺に産業及び人口が集中し、水産・海運をはじめとした海洋関連産業が盛んな閉鎖性水域であり、その利用も多岐にわたる海域である。<u>瀬戸内海の環境保全のためには、こうしたなどの</u>特性を踏まえるとともに、水質浄化及び物質循環の機能を有し多様な生物の生息場となる藻場・干潟等が減少し、また、一定の水質改善が見られる一方で依然として発生する赤潮や貧酸素水塊の対策や円滑な物質循環の確保などの課題に対応するため、<u>必要がある。</u></p> <p><u>そこで、この計画の目標については、豊かな生態系サービス(海の恵み)を、国民全体が将来にわたって継続して享受し、かつ、生物が健全に生息している状態に保っていくため、美しい景観・憩い・多様な生物の生息の場としての「庭」、漁業生産の場としての「畑」、物流や人流・物質の供給路としての「道」に例えられる多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな瀬戸内海」を目指すものとする。このため、沿岸域環境、水質等が互いに強く関連し合うことを考慮しつつ、個別目標を次のとおり定める。</u></p>	<p>第2 計画の目標</p> <p>この計画の目標については、自然的要素と人文的要素が一体となって形成された内海多島海景観ともいべき特有の自然景観を有し、貴重な漁業資源の宝庫である瀬戸内海がその周辺に産業及び人口が集中し、海上交通もふくそうする閉鎖性水域であり、その利用も多岐にわたる海域であるなどの特性を踏まえ、次のとおり定める。</p>	<p>第1章 現状と課題</p> <p>第1節 瀬戸内海の特徴</p> <p>瀬戸内海は沿岸域をはじめとした市民、漁業者、企業等に対して、景観鑑賞、レクリエーション、漁業、船舶航行など、同じ空間で同時に多様な要請に応えられる場を与え、また、水生生物等に対しては、その生息の場を与えてきた。このような多面的機能を有する瀬戸内海の価値としては、「庭」・「畑」・「道」に例えられる機能が挙げられる。</p> <p>1. 「庭」としての価値</p> <p>「庭」としての価値とは、人々にとっては景観、観光、憩いや安らぎの場、多様な生物にとっては生息の場としての機能である。</p> <p>沿岸域や島嶼部では、特に人と海との関わりが深く、一つ一つの島に人々の暮らしがあり、その島での暮らしを支える環境があって、総体として「多島美」が形成されている。瀬戸内海には美しい自然や文化度の高い暮らし、また都市部にはない温かい人間関係や豊かな食文化等が残っており、懐かしい日本の原風景とも言える魅力が保たれているといえる。</p> <p>2. 「畑」としての価値</p> <p>「畑」としての価値とは、海面漁業生産力が高い漁業生産の場としての機能である。</p> <p>瀬戸内海は、多数の流入河川があるため、魚介類の生育に必須の栄養分が豊富である。また、瀬戸と呼ばれる潮流が早い海峡部や灘と呼ばれる流れが穏やかな水域など、その地形特性から豊かな生物生産性を有しており、貴重な漁業資源の宝庫といえる。</p> <p>3. 「道」としての価値</p> <p>「道」としての価値とは、物流や人流を担う海上航路、豊富な栄養塩や</p>

瀬戸内海環境保全基本計画の変更案

		<p>土砂の供給路としての機能である。 近世においては塩などの産物を、産地から消費地である大阪方面へ運ぶための重要な海上航路として利用されていた。現在においても、平成 19 年（2007 年）度の瀬戸内海における入港船舶総トン数、港湾貨物の取扱量は全国の約 41%を占めており、瀬戸内海は重要な海上交通ルートとして位置付けられている。</p> <p>第 2 章 瀬戸内海における今後の目指すべき将来像 第 1 節 今後の目指すべき『豊かな瀬戸内海』 瀬戸内海がもたらす豊かな生態系サービス（海の恵み）を、国民全体が将来にわたって継続して享受し、かつ、生物が健全に生息している状態に保っていくため、「庭」・「畑」・「道」に例えられる瀬戸内海の多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』を実現していくことが今後の目指すべき将来像であると考えられる。</p> <p>第 2 節 『豊かな瀬戸内海』のイメージ ここで、「庭」、「畑」、「道」の 3 つの価値を高めて実現された『豊かな瀬戸内海』のイメージを、「美しい海」、「多様な生物が生息できる海」、「賑わいのある海」と整理し、次に示した。なお、豊かな海のイメージと 3 つの価値との関係を最終頁に示す。</p> <p>1. 美しい海 瀬戸内海は、保全されるべき公共用水域であり、人の健康を保護し生活環境（生物の生息環境を含む）を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定された環境基準が達成・維持され、良好な水質が確保されている。 また、多島海や白砂青松などの自然景観と人々の営みが形成する文化的景観が調和しており、瀬戸内海独自の景観が、人と自然とが共生した良好な関係を保ちつつ、その保全と利用が図られている。</p> <p>2. 多様な生物が生息できる海 瀬戸内海における生態系サービス（海の恵み）が持続的に利用可能であるよう、その生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性が保全されている。 特に、貴重な漁業資源の宝庫として、水産業を通じた国民への食糧の安定供給の観点から、餌生物が豊富に存在し、多様な魚介類が豊富にかつ持続して獲れるなど、生物生産性が高い状態に維持されている。 また、これら多様な生物の生息に必要な基盤として、藻場・干潟・砂浜・塩性湿地などが偏在することなく、健全な状態に確保されている。</p> <p>3. 賑わいのある海 瀬戸内海では、古くから沿岸の各地域を要衝とした海上交通が盛んで、地域間で活発な交流がなされ、水産・海運をはじめとした海洋関連産業が振興されてきたなど、独自の文化が築き上げられてきた。 今後も、こうした特徴ある地域資源を活かして、海との関わりの中で、地域が活性化している。</p>
<p>1 沿岸域環境の保全・再生・創出に関する目標 (1) 水質浄化及び物質循環の機能を有し、魚介類も含め多様な生物が生息する場となっている沿岸域における藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等が適正に保全され、また、必要に応じて再生・創出のための措置が講ぜられていること。</p>	<p>1 水質保全等に関する目標 (4) 特に魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟等、瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等としても重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることにかんがみ、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。 また、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。</p>	

瀬戸内海環境保全基本計画の変更案

<p>(2) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。</p>	<p>1 水質保全等に関する目標 (5) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。</p>	
<p>(3) <u>堆積した有機物の分解等に起因する貧酸素水塊の発生、悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境及び生物の生息環境に影響を及ぼす底質及び窪地</u>については、必要に応じ、その悪影響を防止・改善するための措置が講ぜられていること。</p>	<p>1 水質保全等に関する目標 (3) 水銀、PCB等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。 また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。</p>	
<p>(4) 海砂利の採取（<u>河口閉塞対策等を除く。以下同じ。</u>）が<u>厳に</u>抑制されていること。やむを得ない場合においては、環境影響を最小限とするための措置が講ぜられていること。</p>		
<p>(5) 海面の埋立てに当たっては、環境保全に十分配慮することとし、<u>やむを得ない場合においては、</u>環境影響を回避・低減するための措置が講ぜられていること。</p>		
<p>(6) 海岸保全施設等の整備・更新など、防災・減災対策の推進に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。</p>		
<p>2 水質の保全・管理に関する目標 (1) 水質汚濁、赤潮、富栄養化の原因の一つである汚濁負荷が計画的に削減・管理されていること。水質環境基準（<u>今後設定されるものも含む。</u>）<u>が</u>について、未達成の海域においては、<u>可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域においては、これが維持されていること。</u>また、赤潮についてはその発生機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを別途とすること。</p>	<p>1 水質保全等に関する目標 (1) 瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。 (2) 瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、赤潮発生機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを別途とすること。</p>	
<p>(2) 下水道等の整備により生活排水対策が進められていること。</p>		
<p><u>(3) 水質及び底質は互いに影響を及ぼす関係であることから、底質環境に悪影響を及ぼす水質の悪化を防止するとともに底質環境の改善の措置が講ぜられていること。</u></p>	<p>1 水質保全等に関する目標 (3) 水銀、PCB等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。 また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。</p>	
<p>(3.4) 有害化学物質等の低減のための対策が進められていること。</p>		
<p>(4.5) 油流出事故に係る未然防止措置及び事故発生時における防除体制整備が図られていること。</p>		
<p><u>(6) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等の水質が良好な状態で保全されていること。</u></p>	<p>1 水質保全等に関する目標 (5) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。</p>	
<p>3 自然景観・文化的景観の保全に関する目標 (1) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。</p>	<p>2 自然景観の保全に関する目標 (1) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。</p>	

瀬戸内海環境保全基本計画の変更案

<p>また、自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。さらに、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。</p>	<p>(3) 瀬戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。 また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。</p>	
<p>(2) 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、特別緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。</p>	<p>2 自然景観の保全に関する目標 (2) 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。</p>	
<p>(3) 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。</p>	<p>2 自然景観の保全に関する目標 (5) 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。</p>	
<p>(4) 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損なうようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。</p>	<p>2 自然景観の保全に関する目標 (4) 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。</p>	
<p>(5) 地域の自然や文化等を活かしたエコツーリズムが推進されていること。</p>		
<p>4 水産資源の管理に関する目標 水産資源が、生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、生物多様性の観点からも環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図り、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理が実施されるよう一層の推進に努めること。</p>		
<p>第3 目標達成のための基本的な施策 これらの計画の目標を実現するため、既に得られた知見と技術を最大限に活用し、現在残されている自然環境の保全、発生負荷の抑制等規制を中心とする保全型施策の充実に加え、沿岸域における良好な環境の再生・創出、生物多様性・生物生産性の確保の観点からの水質の管理、底質環境の改善、美しい自然と人の生活・生業や賑わいが調和した景観の保全等を合わせて基本的な考え方として、各種施策の積極的な実施に努めるものとする。 その施策の検討・実施に当たっては、湾・灘ごとなどの地域の実情や季節性に応じて行うものとし、地域における合意及び隣接地域との調整に十分配慮するものとする。 その際、必要に応じ、森・里・川・海のつながりに配慮しつつ 地域における里海づくりの手法を導入し、幅広い主体が、地域の状況に応じたあるべき姿を共有し、適切な管理に努めるものとする。 また、対策の効果について科学的な知見が十分に得られていない場合には、まず、科学的に裏付けられたデータの蓄積及び分析を行った上で、順応的管理の考え方に基づく取組を推進するものとする。 基本的な施策は次のとおりである。</p>	<p>第3 目標達成のための基本的な施策 これらの計画の目標を実現するため、既に得られた知見と技術を最大限に活用し、現在残されている自然環境の保全、発生負荷の抑制等規制を中心とする保全型施策の充実に加え、これまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復させる施策の展開及び施策の実施に当たっての幅広い連携と参加の推進を基本的な考え方として、各種の施策の積極的な実施に努めるものとする。 基本的な施策は次のとおりである。</p>	<p>第2章 瀬戸内海における今後の目指すべき将来像 第3節 海域に応じた『豊かな海』 瀬戸内海は広大であり、海域によって、取り巻く環境の状況をはじめとした特性が大きく異なる。そのため、今後、目指すべき将来像や環境保全・再生へのアプローチは、湾・灘ごとの規模、あるいは状況に応じて沿岸・沖合などの更に小さい規模において、その海域の特性に応じてきめ細やかに対応する必要がある。 その際には、隣接する湾・灘間、あるいは瀬戸内海に隣接する海域との間での調整が重要である。 また、各海域において、豊かな瀬戸内海の3つの価値、すなわち「庭」、「畑」、「道」について、基本的にそれぞれを高めていくことが重要であるが、海域に求められる要請に応じてそれぞれの重要性の割合が異なることに留意しつつ、海域によっては、区分けし価値ごとに重点的に高めるといったゾーニングの考え方も重要である。 なお、第7次水質総量削減制度において引き続き総量負荷削減の方向性が示されている大阪湾においては、湾奥では汚濁負荷が多く、夏の貧酸素水塊の発生が問題になっている。また、湾の南部や西部では冬にノリの色落ち被害が発生するなど、同一の湾内でも海域によって生じている問題が異なっている。さらに、過去の大規模な埋立により、海水の流動状況が変化したことから、特に湾奥においては地形的な要因が水質に対して大きな影響を与えている。こうしたことから、大阪湾については、湾・灘よりも更に細かいスケールでの地域特性や季節性を考慮した検討が必要である。</p> <p>第3章 環境保全・再生の在り方 第1節 環境保全・再生の基本的な考え方 『豊かな瀬戸内海』の実現を目指すための取組の推進に当たり、環境保全・再生の基本的な考え方は次のとおりである。</p>

瀬戸内海環境保全基本計画の変更案

		<p>1. きめ細やかな水質管理 新たに、生物にとって良好な生息環境の保全・再生の観点からの水質管理の考え方を、従来の水質保全の考え方に加えることが必要である。 すなわち、環境基準化が検討されている下層 DO 等も含め、引き続き、環境基準の達成・維持を図りつつ、環境基準を達成している海域については、生物多様性・生物生産性を確保するための栄養塩について、その濃度レベルの設定と適切な維持及び円滑な物質循環を確保するための水質管理を図ることが必要である。 こうした水質管理に当たっては、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな対応や川の水質管理との連携・調整が重要であり、その影響や実行可能性を十分検討することが重要である。</p> <p>2. 底質環境の改善 湾奥等の海底では、底泥に蓄積してきた有機物質や栄養塩が長期間にわたり分解・溶出することによって、水質の改善が阻まれ、貧酸素水塊の発生の一因となっていることから、これらの海域への負荷量削減等の水質管理や停滞域を縮小する取組と組み合わせ、底質環境の改善を推進することが必要である。また、河川から流入する土砂の供給量が減少していることに鑑み、土砂の堆積量を勘案しつつ、土砂の管理方策を検討するなど、土砂供給量にも着目することが重要である。 さらに、深掘りの土砂採取などにより、窪地となっている箇所は、海水交換が悪くなり貧酸素水塊の発生の原因とされていることから、このような現象が見られる箇所についてその対策が必要である。</p> <p>3. 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出 沿岸域における藻場、干潟、砂浜、塩性湿地は、水質浄化及び物質循環の機能が発揮され、かつ、多様な生物が生息・生育する場として重要であることから、これらを保全するとともに、失われたものを再生させ、また、新たに創出する取組について、更なる推進を図ることが必要である。 特に、赤潮や貧酸素水塊の発生抑制等の対策として、これらが発生する海域への陸域からの負荷量削減等の水質管理の取組に加え、埋立などにより失われた干潟や砂浜等の浅海域の再生・創出が必要である。 また、陸域と海域の中間に位置する汽水域・塩性湿地については、その特殊な環境により固有の生物が生息することにも着目することが重要である。 さらに、河川からの土砂の供給により干潟・砂浜などが形成されていることから、土砂の供給量や粒径等にも着目することが重要である。 なお、こうした再生・創出の取組の際には、未利用地の活用も考慮し、自然が自ら持つ回復力を発揮できるように、かつてその海域に存在していた環境を念頭において実施することや、移植や放流によって生物相の再生に取り組む場合には遺伝的な攪乱がおきないように留意することが重要である。</p> <p>4. 自然景観及び文化的景観の保全 近年の人々の景観に対する価値観の多様化、自然と人の関わりへの興味の高まりから、今後は特に、瀬戸内海独自の美しい自然と人の生活・生業や賑わいが調和した景観を保全し将来に継承するための取組や新たな景観づくりについて、更に推進することが必要である。 なお、その際には、海から見た景観の視点や、地域住民にとっての住みやすさと訪問客による賑わいとの両立に留意することも重要である。</p> <p>5. 共通的事項 以上の基本的な考え方に沿った取組の推進に当たっては、次の2つの共通的事項が不可欠である。</p> <p>(1) 地域における里海づくり 瀬戸内海を豊かな海として保全・再生するためには、「里海」づくりの</p>
--	--	---

瀬戸内海環境保全基本計画の変更案

		<p>手法を導入することは非常に有効である。なお、「里海」とは「人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域」と定義されるものである。</p> <p>里海づくりの取組に当たっては、漁村単位といった比較的小さい規模において、市民、漁業者、企業、市民団体、関係行政機関等の幅広い主体が、地域の状況に応じたあるべき姿を共有し、本来の生態系の持つ回復力や水質浄化機能に配慮しながら、積極的に手を加えず見守ることも含め、必要に応じて人の手を加えるなど、適切に管理することが重要である。</p> <p>その際、森・里・川・海はつながっており、栄養塩類や土砂、淡水の供給により豊かな海が形成され、また、回遊魚が育まれるなど、それらが非常に強い関係を持つことを重視することが重要である。すなわち、里海づくりにおいては、沿岸域の住民だけでなく、流域の都市や農村の住民等の幅広い参画・協働によるボトムアップ型の取組が重要である。また、健全な水循環の確保や有機的につながる生態系ネットワークの形成を念頭に置き、沿岸域だけでなく下流域から上流域における活動も含めた取組を推進することが重要である。</p> <p>(2) 科学的データの蓄積及び順応的管理のプロセスの導入</p> <p>各種取組に当たって、その効果について科学的な知見が十分に得られていない場合には、まず第一に、科学的に裏付けられるデータを蓄積することが必要である。例えば、生物多様性・生物生産性を確保するための栄養塩濃度レベルの維持・管理に係る取組を行う場合には、栄養塩濃度レベルと生物多様性・生物生産性との関係についてのデータを蓄積し、その効果を把握するとともに、赤潮の発生や貧酸素水塊の発生状況、それに伴う漁業への影響などについて適切に評価することが必要である。</p> <p>しかしながら、環境条件の変化に対する生態系の応答は時間がかかる上に不確実性を伴うため、確実なデータを揃える間に環境悪化が進行してしまう場合が考えられる。今後は、そうしたことのないよう、ある程度の蓋然性が見えた段階で、データの蓄積と並行しながら、人為的に管理し得る範囲において対策を実施し、その後、モニタリングによる検証と対策の変更を加えていくという順応的管理の考え方に基づく取組を推進することが必要である。その際、順応的管理を行う主体を明確にすることが重要である。</p>
<p>1 沿岸域環境の保全・再生・創出 (1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全等</p> <p>藻場・干潟等水質の保全、自然景観の保全に密接に関連する動植物の生育環境に関する科学的知見の向上を図るとともに、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地及び採餌場として重要な干潟について、保護水面の指定、鳥獣保護区の設定等により極力保全するよう努めるものとする。</p> <p>また、その他の藻場・干潟等についても、水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等として重要な役割を果たしていることから、保全・再生・創出するよう努めるものとする。</p>	<p>3 浅海域の保全等 (1) 藻場及び干潟等の保全等</p> <p>藻場及び干潟等水質の保全、自然景観の保全に密接に関連する動植物の生育環境に関する科学的知見の向上を図るとともに、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地及び採餌場として重要な干潟について、保護水面の指定、鳥獣保護区の設定等により極力保全するよう努めるものとする。</p> <p>また、その他の藻場及び干潟等についても、水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等として重要な役割を果たしていることから、できるだけ保全するよう努めるものとする。</p> <p>なお、他方、水産資源増殖の見地から積極的に魚介類の幼稚仔育成場の整備の施策を推進するとともに、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>8 失われた良好な環境の回復</p> <p>瀬戸内海にふさわしい多様な環境を確保するため、開発等に伴い既に失われた藻場、干潟、自然海浜等の良好な環境を回復させる施策の展開を図るものとする。</p> <p>これらの施策の推進に当たっては、開発等に伴いかつての良好な自然環境が消失した地域を対象とすることを基本とし、国及び地方公共団体が先導的役割を果たしつつ、事業者、住民及び民間団体と連携した取組に努めるものとする。</p> <p>なお、施策の実施に当たっては、計画的な取組に努めるものとする。</p>	<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開</p> <p>第1節 基本的な考え方に基づく重点取り組み</p> <p>3. 沿岸域における良好な環境保全・再生・創出</p> <p>(1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出</p> <p>海藻・海草の移植などによる藻場造成や、浚渫土等を活用した干潟造成等により、健全な生態系の基盤である藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の沿岸域における貴重な環境を保全・再生・創出する取組を、更に推進することが必要である。</p> <p>特に、藻場・干潟は、国立・国定公園等の制度において、そのほとんどが規制の緩やかな普通地域となっていることから、公園内で特に重要な海域を海域公園地区として指定し、その適切な管理を進めるなどの保全措置を強化することが必要である。また、湿地の保全に係るラムサール条約における知見等を各地域の状況に応じて活用・普及していくことも適宜検討することが必要である。</p>

瀬戸内海環境保全基本計画の変更案

<p>1 沿岸域環境の保全・再生・創出（2）自然海浜の保全等 海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場として多くの人々に利用されている自然海浜については、その隣接海面を含めて自然公園や自然海浜保全地区等の指定を行うこと等により、その利用に好適な状態で保全し、また、養浜等により海浜環境を整備するように努めるものとする。</p>	<p>3 浅海域の保全等（2）自然海浜の保全等 海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場として多くの人々に利用されている自然海浜については、その隣接海面を含めて自然公園や自然海浜保全地区等の指定を行うこと等により、できるだけその利用に好適な状態で保全し、また、養浜等により海浜環境を整備するように努めるものとする。</p>	
<p>1 沿岸域環境の保全・再生・創出（3）底質改善対策・窪地対策の推進 貧酸素水塊の発生頻度が高い海域や底質の悪化により生物の生息・生育の場が大きく失われた海域など、底質の改善が必要な海域においては、浚渫や覆砂、敷砂、海底耕耘等の対策に努めるものとする。 また、深掘りの土砂採取跡などの窪地に対する貧酸素水塊の発生抑制対策として埋戻しを行う場合においては、周辺海域への影響や改善効果を検討するなどし、実施するよう努めるものとする。</p>	<p>11 海底及び河床の汚泥の除去等 水銀又は PCB 等人の健康に有害な物質を含む汚泥の堆積による底質の悪化を防止するとともに、これらの物質につき国が定めた除去基準を上回る底質の除去等の促進を図るものとする。 また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、所要の調査研究を進めるとともに、必要に応じ、除去等の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開 第1節 基本的な考え方に基づく重点取り組み 2. 底質環境の改善 （2）底質改善対策・窪地対策の推進 貧酸素水塊の発生頻度が高い海域や底質の悪化により生物の生息・生育の場が大きく失われた海域など、底質の改善が必要な海域について、浚渫や覆砂、敷砂による対策を推進するとともに、ダム・河口堰からの放水・排砂の弾力的な運用や海底耕耘など、底質改善に向けた検討を進めることが必要である。 また、深掘りの土砂採取跡などの窪地に対する貧酸素水塊の発生抑制対策として、今後も引き続き、その埋戻しについて、周辺海域の水環境への影響や改善効果を把握・評価した上で、優先的に対策が必要な場所において取組を進めていく必要がある。 なお、航路等の浚渫が行われる場合には、発生した浚渫土を分級や改質するなどして底質改善対策や窪地対策において積極的に有効活用する取組を推進することが必要である。</p>
<p>1 沿岸域環境の保全・再生・創出（4）海砂利の採取の抑制 海砂利の採取については、厳に抑制するよう努めるものとする。 なお、地域の実情等によりやむを得ない場合においては、採取による当該及び周辺海域の環境等への影響が相対的に小さい海域での最小限の採取に留めるものとする。 このため、海砂利の採取について検討する場合には、あらかじめ当該海域の海砂利の資源量や採取による当該及び周辺海域の環境等への影響を調査し、それらの結果等を十分踏まえ対応するとともに、採取を行う場合にあっても、最小限の採取量並びに影響を及ぼすことの少ない位置、面積、期間及び方法等とするよう努めるものとする。また、採取後の状況についてモニタリングを行うよう努めるものとする。 さらに、統一的な調査手法の確立に努めつつ海砂利の採取が海域環境に及ぼす影響の定量的な究明を推進するとともに、環境への影響のより小さい採取方法の開発を促進するものとする。また、海砂利に代わる骨材等の研究開発を促進するものとする。 なお、河口域の砂利採取にあっても、動植物の生息・生育環境等の保全及び海岸の侵食防止等に十分留意するものとする。</p>	<p>4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮 海砂利採取については、代替材の確保に伴い自然環境への影響等環境問題発生のおそれがあること等から、海砂利の採取が当面避けられない府県にあつては、採取による当該及び周辺海域の環境等への影響が相対的に小さい海域での最小限の採取に留めるものとする。 このため、海砂利の採取について検討する場合には、あらかじめ当該海域の海砂利の資源量や採取による当該及び周辺海域の環境等への影響を調査し、それらの結果等を十分踏まえ対応するとともに、採取を行う場合にあっても、最小限の採取量並びに影響を及ぼすことの少ない位置、面積、期間及び方法等とするよう努めるものとする。また、採取後の状況についてモニタリングを行うよう努めるものとする。 さらに、統一的な調査手法の確立に努めつつ海砂利の採取が海域環境に及ぼす影響の定量的な究明を推進するとともに、環境への影響のより小さい採取方法の開発を促進するものとする。また、海砂利に代わる骨材等の研究開発を促進するものとする。 なお、河口域の砂利採取にあっても、動植物の生息・生育環境等の保全及び海岸の侵食防止等に十分留意するものとする。</p>	<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開 第1節 基本的な考え方に基づく重点取り組み 3. 沿岸域における良好な環境保全・再生・創出 （2）海砂利採取や海面埋立の厳格な規制及び代償措置 今後も、海砂利採取や海面埋立の原則禁止の厳格な運用を実施するとともに、やむを得ず埋立が認められた場合でも、周辺海域への影響を最小限とするような範囲や形状、構造等についての配慮や開発事業者による藻場・干潟の造成等の代償措置について広く検討を行っていくことが必要である。</p>
<p>1 沿岸域環境の保全・再生・創出（5）埋立てに当たっての環境保全に対する配慮 公有水面埋立法に基づく埋立ての免許又は承認に当たっては、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、引き続き環境保全に十分配慮するものとする。 また、環境影響評価法及び府県の環境影響評価条例に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。 これらの検討に際しては特に藻場・干潟等は、一般に生物多様性・生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。</p>	<p>5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮 公有水面埋立法に基づく埋立ての免許又は承認に当たっては、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、引き続き環境保全に十分配慮するものとする。 また、環境影響評価法及び府県の環境影響評価条例に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。 これらの検討に際しては特に浅海域の藻場・干潟等は、一般に生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。</p>	<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開 第1節 基本的な考え方に基づく重点取り組み 3. 沿岸域における良好な環境保全・再生・創出 （2）海砂利採取や海面埋立の厳格な規制及び代償措置 今後も、海砂利採取や海面埋立の原則禁止の厳格な運用を実施するとともに、やむを得ず埋立が認められた場合でも、周辺海域への影響を最小限とするような範囲や形状、構造等についての配慮や開発事業者による藻場・干潟の造成等の代償措置について広く検討を行っていくことが必要である。 （3）未利用地の活用 現在利用されていない埋立地や塩田跡地などの未利用地が、沿岸域における多様な生物の生息の場になっているとの指摘もあることから、景観や生物多様性の保全に配慮しつつ、自然の再生に向けて、そうした土地の利用目的の見直しや一時的な利用、新たな埋立計画地の代替地としての活用等について検討することが必要である。</p>

瀬戸内海環境保全基本計画の変更案

<p>1 沿岸域環境の保全・再生・創出（6）環境配慮型構造物の採用 生物の生息空間の再生・創出のため、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、環境への配慮についても検討するよう努めるものとする。 また、海岸保全施設の整備・更新など、防災・減災対策の推進に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮するよう努めるものとする。</p>		<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開 第1節 基本的な考え方に基づく重点取り組み 3. 沿岸域における良好な環境保全・再生・創出 （4）環境配慮型構造物の導入の推進 生物の生息空間の再生・創出のため、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、緩傾斜護岸や生物共生型護岸、海水交換型の防波堤など環境配慮型構造物を積極的に採用するなどの取組を推進することが必要である。</p> <p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開 第2節 その他瀬戸内海の環境保全・再生のための重要な取組 4. 沿岸防災と環境保全の調和 干潟・藻場・砂浜・塩性湿地等を含む沿岸域は、生物多様性・生物生産性の確保のための重要な場である一方、津波や高潮といった自然災害が発生する地域でもあることから、地域の合意形成に基づき環境保全と調和した防災・減災を進めていく必要がある。 例えば、津波、高潮の被害を減らすために防潮林を造成したり、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、可能な範囲で環境配慮型構造物を採用するなどの取組を推進することが必要である。</p>
<p>2 水質の保全・管理（1）水質総量削減制度等の実施 水質の汚濁の防止及び富栄養化による生活環境に係る被害発生の防止を図るため、水質総量削減制度等に基づき、生活排水対策、産業排水対策及びその他の排水対策等を推進することにより、化学的酸素要求量により表示される汚濁負荷量並びに富栄養化の主要な原因物質である窒素及びリンの汚濁負荷量の計画的かつ総合的な削減対策（大阪湾を除く瀬戸内海において現在の水質からの悪化を防ぐことを目的とした施策の推進を含む。）を講ずるものとする。 これらの対策を推進するに当たっては、（2）に掲げる下水道等の整備のほか、次の施策を総合的に講ずるものとする。 （ア）産業排水については、汚濁負荷量の削減のため、処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化に努める。 （イ）持続的養殖生産確保法に基づき魚介類の養殖漁場の底質の悪化による富栄養化が生じないよう漁場管理の適正化に努める。また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律等の活用を通じて化学肥料の使用の低減を図ることにより、農業排水中の窒素及びリンの負荷量の軽減に努めるとともに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき家畜排せつ物の適正処理に努める。 （ウ）河川等の直接浄化を推進するとともに、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。また、底質の改善を推進する。 （エ）洗剤中のリンの削減及び使用量の適正化に努める。また、富栄養化防止に係る普及啓発を推進するとともに、<u>地域における海域利用の実情に応じて、より効率的な</u>排水処理技術の開発等に関する調査研究を引き続き進める。 また、地域における海域利用の実情に応じて、総量削減制度の削減目標量の範囲内において、地域性及び季節性に合った適正な水質管理ができる手法について、その影響や実行可能性を十分検討するものとする。</p>	<p>1 水質汚濁の防止（1）水質総量規制制度等の実施 瀬戸内海における水質の汚濁の防止及び富栄養化による生活環境に係る被害発生の防止を図るため、水質総量規制制度等に基づき、生活排水対策、産業排水対策及びその他の排水対策等を推進することにより、化学的酸素要求量により表示される汚濁負荷量並びに富栄養化の主要な原因物質である窒素及びリンの汚濁負荷量の計画的かつ総合的な削減対策を講ずるものとする。 これらの対策を推進するに当たっては、特に次の施策を総合的に講ずるものとする。 （ア）生活排水については、汚濁負荷量の削減を図るため、下水道の整備を一層促進するほか、生活様式や地域の実情に応じ、コミュニティプラント、農業集落排水施設、浄化槽（合併処理浄化槽）等の各種生活排水処理施設の整備を一層促進する。また、窒素及びリンの除去性能の向上を含めた高度処理の積極的な導入を図る。 （イ）産業排水については、汚濁負荷量の削減のため、処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化に努める。 （ウ）持続的養殖生産確保法に基づき魚介類の養殖漁場の底質の悪化を通じて富栄養化が生じないよう漁場管理の適正化に努める。また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律等の活用を通じて化学肥料の使用の低減を図ることにより、農業排水中の窒素及びリンの負荷量の軽減に努めるとともに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき家畜排せつ物の適正処理に努める。 （エ）河川等の直接浄化を推進するとともに、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。また、底質の改善を推進する。 （オ）洗剤中のリンの削減及び使用量の適正化に努める。また、富栄養化防止に係る普及啓発を推進するとともに、排水処理技術の開発等に関する調査研究を引き続き進める。</p>	<p>第1節 基本的な考え方に基づく重点的取組 1. きめ細やかな水質管理 （3）栄養塩濃度レベルの管理 環境基準を達成・維持している海域においては、環境基準値の範囲内において栄養塩濃度レベルを管理するための新たな手法を開発しつつ、例えば、下水処理場における環境への負荷量管理などの事例を積み重ねていく必要がある。 その際には、汚濁物質の濃度レベル、赤潮による被害件数、貧酸素水塊の発生状況など湾・灘ごとの状況や、年間における栄養塩濃度レベルの推移、貧酸素水塊の発生時期、生物の生活史など季節ごとの状況を十分に把握し、検討することが重要である。 また、現在の排水規制や総量規制等の制度面や、排水処理施設の運転調整や維持管理等の技術面などから、その実行可能性を十分に検討することが重要である。 さらに、陸域からの汚濁負荷量に加え、大気や外海由来、底泥からの溶出を含む栄養塩の供給量の変化を把握し、今後の人口減少や経済活動の動向を踏まえつつ、将来予測を行った上で、検討していくことが重要である。</p>
<p>2 水質の保全・管理（2）下水道等の整備の促進 瀬戸内海の特性等にかんがみ、水質総量削減制度の実施、富栄養化対策の推進等汚濁負荷量の削減の観点から、地域の実情に応じ、下水道、コミュニティプラント、農業集落排水施設、浄化槽（合併処理浄化槽）等の各種生活排水処理施設の整備について一層の促進に努めるものとする。 さらに、必要な地域において窒素及びリンの除去性能の向上を含めた高度処理の積極的な導入を図るものとする。</p>	<p>1 水質汚濁の防止（1）水質総量規制制度等の実施 瀬戸内海における水質の汚濁の防止及び富栄養化による生活環境に係る被害発生の防止を図るため、水質総量規制制度等に基づき、生活排水対策、産業排水対策及びその他の排水対策等を推進することにより、化学的酸素要求量により表示される汚濁負荷量並びに富栄養化の主要な原因物質である窒素及びリンの汚濁負荷量の計画的かつ総合的な削減対策を講ずるものとする。 これらの対策を推進するに当たっては、特に次の施策を総合的に講ずる</p>	

瀬戸内海環境保全基本計画の変更案

	<p>ものとする。 (ア)生活排水については、汚濁負荷量の削減を図るため、下水道の整備を一層促進するほか、生活様式や地域の実情に応じ、コミュニティプラント、農業集落排水施設、浄化槽（合併処理浄化槽）等の各種生活排水処理施設の整備を一層促進する。また、窒素及びリンの除去性能の向上を含めた高度処理の積極的な導入を図る。</p> <p>10 下水道等の整備の促進 瀬戸内海の特徴等にかんがみ、水質総量規制制度の実施、富栄養化対策の推進等汚濁負荷量の削減の見地から特に重要な役割を有する下水道につき重点的な投資を図ること等により引き続きその整備の促進に努めるものとする。また、地域の実情に応じ、同様な役割を有するコミュニティプラント、農業集落排水施設、浄化槽（合併処理浄化槽）等の各種生活排水処理施設についても、重点的な投資を図ること等によりその整備の促進に努めるものとする。 さらに、窒素及びリンの除去性能の向上を含めた高度処理の積極的な導入を図るものとする。</p>	
<p><u>2 水質の保全・管理（3）水質及び底質環境の改善</u> <u>底質環境に悪影響を及ぼす水質の悪化、堆積した有機物の分解等に起因する水質改善の阻害については、海域への汚濁負荷量の削減等を推進するとともに、必要に応じ、浚渫や覆砂、敷砂、海底耕耘等の底質環境の改善対策と組み合わせるなどの適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>11 海底及び河床の汚泥の除去等 水銀又は PCB 等人の健康に有害な物質を含む汚泥の堆積による底質の悪化を防止するとともに、これらの物質につき国が定めた除去基準を上回る底質の除去等の促進を図るものとする。 また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、所要の調査研究を進めるとともに、必要に応じ、除去等の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p>2 水質の保全・管理（34）有害化学物質等の低減のための対策 水質汚濁防止法等の適切な運用により、水質環境基準の達成維持を図るものとする。特に、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出規制を推進するものとする。また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき排出量の把握、管理を促進するものとする。 さらに、水銀又は PCB 等人の健康に有害な物質を含む汚泥の堆積による底質の悪化を防止するとともに、これらの物質につき国が定めた除去基準を上回る底質の除去等の促進を図るものとする。</p>	<p>1 水質汚濁の防止（2）有害化学物質等の規制及び把握等 特定施設の設置等の許可制の適切な運用等により、水質環境基準の達成維持を図るものとする。特に、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出規制を推進するものとする。また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき排出量の把握、管理を促進するものとする。</p> <p>11 海底及び河床の汚泥の除去等 水銀又は PCB 等人の健康に有害な物質を含む汚泥の堆積による底質の悪化を防止するとともに、これらの物質につき国が定めた除去基準を上回る底質の除去等の促進を図るものとする。 また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、所要の調査研究を進めるとともに、必要に応じ、除去等の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p>2 水質の保全・管理（4.5）油等による汚染の防止 瀬戸内海は閉鎖性海域であり、大規模な油流出事故が発生した場合、被害が甚大になることが予想されることから、事故による海洋汚染の未然防止を図るためコンビナート等の保安体制の整備、海難の防止のための指導取締りの強化等必要な措置を講ずるものとする。また、これまでの大規模な油流出事故の際に得られた知見を活用しつつ、油回収船、オイルフェンス等の防除資材の配備等により排出油防除体制の整備を図るものとする。さらに船舶からの廃棄物の排出を極力抑制するとともに、その受入施設の整備に努めるものとする。 この他、事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方策等についての検討並びに環境への影響の少ない新たな油防除技術及び微生物を利用した環境修復技術の調査研究を推進するとともに、油流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況を評価するため、平常時の自然環境等の観測データの蓄積に努めるものとする。</p>	<p>1 水質汚濁の防止（3）油等による汚染の防止 瀬戸内海は閉鎖性海域であり、大規模な油流出事故が発生した場合、被害が甚大になることが予想されることから、事故による海洋汚染の未然防止を図るためコンビナート等の保安体制の整備、海難の防止のための指導取締りの強化等必要な措置を講ずるものとする。また、これまでの大規模な油流出事故の際に得られた知見を活用しつつ、油回収船、オイルフェンス等の防除資材の配備等により排出油防除体制の整備を図るものとする。さらに船舶からの廃棄物の排出を極力抑制するとともに、その受入施設の整備に努めるものとする。 この他、事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方策等についての検討並びに環境への影響の少ない新たな油防除技術及び微生物を利用した環境修復技術の調査研究を推進するとともに、油流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況を評価するため、平常時の自然環境等の観測データの蓄積に努めるものとする。</p>	

瀬戸内海環境保全基本計画の変更案

<p>2 水質の保全・管理（5-6）<u>海水浴場の保全</u>その他の措置 上記のほか、<u>海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場の水質について、良好な状態で保全するように努めるものとする。</u> <u>また、個別海域の特性に応じ、国の排水基準の設定されていない項目について、必要な措置を講ずるものとする。</u> 特に、富栄養化の程度が他の湾灘に比べて相当高い大阪湾奥部の水質保全・管理に十分留意するよう努めるものとする。 さらに、他の海域から入り込む魚介類や微生物等が瀬戸内海の特性によりその水質や生態系、水産資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対して十分留意するよう努めるものとする。</p>	<p>3 浅海域の保全等（2）自然海浜の保全等 海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場として多くの人々に利用されている自然海浜については、その隣接海面を含めて自然公園や自然海浜保全地区等の指定を行うこと等により、できるだけその利用に好適な状態で保全し、また、養浜等により海浜環境を整備するよう努めるものとする。</p> <p>1 水質汚濁の防止（4）その他の措置 瀬戸内海の水質保全については、上記のほか、個別海域の特性に応じ、国の排水基準の設定されていない項目について、必要な措置を講ずるものとする。 特に、富栄養化の程度が他の湾灘に比べて相当高い大阪湾奥部の水質保全に十分留意するよう努めるものとする。 さらに、他の海域から入り込む魚介類や微生物等が瀬戸内海の特性によりその水質や生態系、漁業資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対して十分留意するよう努めるものとする。</p>	
<p>3 自然景観・文化的景観の保全（1）自然公園等の保全 瀬戸内海全域について調査を行い、国立公園及び国定公園の区域等の見直しを行うとともに、必要に応じ、県立自然公園の指定及び見直し並びに自然環境保全地域等の指定を進め、これらの保全すべき区域において保護のための規制の強化等に努め、民有地買上げ制度等の現行制度の活用を図るものとする。</p>	<p>2 自然景観の保全（1）自然公園等の保全 瀬戸内海全域について調査を行い、国立公園及び国定公園の区域等の見直しを行うとともに、必要に応じ、県立自然公園の指定及び見直し並びに自然環境保全地域等の指定を進め、これらの保全すべき区域において保護のための規制の強化等に努め、民有地買上げ制度等の現行制度の活用を図るものとする。</p>	<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開 第1節 基本的な考え方に基づく重点取り組み 4. 自然景観及び文化的景観の保全 （1）瀬戸内海に特有な景観の保全 瀬戸内海を特徴づける多島美、白砂青松に加え、藻場、干潟等の自然景観について、保護地域の指定などにより、現在残されている良好な場所を保全し維持管理することが必要である。 また、これらの自然景観と人の生活・生業や賑わいが調和した特有の景観について、重要な場所をリストアップし、その保全方策を検討することが必要である。</p>
<p>3 自然景観・文化的景観の保全（2）緑地等の保全 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける林地の開発に係る規制の適正な運用及び土石の採取に係る規制の運用の強化を図るとともに、沿岸都市地域においては、都市公園及び港湾の緑地の整備並びに特別緑地保全地区、風致地区等の指定を進めるものとする。 また、適切な処置による森林病虫害等の防除、保安林の整備、造林及び治山事業の実施等適正な森林、林業施策の実施により、健全な森林の保護育成に努めるものとする。 なお、開発等によりやむを得ず緑が損なわれる場合においては、植栽等の修景措置により緑を確保するよう努めるものとする。</p>	<p>2 自然景観の保全（2）緑地等の保全 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける林地の開発に係る規制の適正な運用及び土石の採取に係る規制の運用の強化を図るとともに、沿岸都市地域においては、都市公園及び港湾の緑地の整備並びに緑地保全地区、風致地区等の指定を進めるものとする。 また、適切な処置による森林病虫害等の防除、保安林の整備、造林及び治山事業の実施等適正な森林、林業施策の実施により、健全な森林の保護育成に努めるものとする。 なお、開発等によりやむを得ず緑が損なわれる場合においては、植栽等の修景措置により緑を確保するよう努めるものとする。</p>	
<p>3 自然景観・文化的景観の保全（3）史跡、名勝、天然記念物等の保全 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等については、その指定、管理等に係る制度の適正な運用等により良好な状態で保全するよう努めるものとする。</p>	<p>2 自然景観の保全（3）史跡、名勝、天然記念物等の保全 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等については、その指定、管理等に係る制度の適正な運用等によりできるだけ良好な状態で保全するよう努めるものとする。</p>	<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開 第1節 基本的な考え方に基づく重点取り組み 4. 自然景観及び文化的景観の保全 （1）瀬戸内海に特有な景観の保全 瀬戸内海を特徴づける多島美、白砂青松に加え、藻場、干潟等の自然景観について、保護地域の指定などにより、現在残されている良好な場所を保全し維持管理することが必要である。 また、これらの自然景観と人の生活・生業や賑わいが調和した特有の景観について、重要な場所をリストアップし、その保全方策を検討することが必要である。</p>
<p>3 自然景観・文化的景観の保全（4）漂流・漂着・海底ごみ対策の推進 海岸漂着物等については、陸域を含めたごみの投棄に対する取締りの強化及び清掃事業の実施を図るとともに、住民等への広報活動、清掃活動への住民参加の推進等を通じて、海面、海浜の美化意識の向上に努めるものとする。また、瀬戸内海に流入する河川流域における清掃等の実施にも努めるものとする。 具体的には、海岸漂着物に関しては、海岸漂着物処理推進法及び同法基</p>	<p>2 自然景観の保全（4）散乱ごみ、油等の除去 海上に浮遊し、あるいは海浜に漂着するごみ、油等については、海面、海浜における投棄に対する取締りの強化及び清掃事業の実施を図るとともに、住民等への広報活動、清掃活動への住民参加の推進等を通じ海面、海浜の美化意識の向上に努めるものとする。また、瀬戸内海に流入する河川流域における清掃等の実施にも努めるものとする。 さらに、廃プラスチック等の浮遊、漂着ごみについては、汚染の実態把握及び防止対策に努めるものとする。</p>	<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開 第2節 その他瀬戸内海の環境保全・再生のための重要な取組 2. 海洋ごみ対策 海洋ごみは、景観を悪化させ、漁業操業や船舶の航行に悪影響を及ぼすとともに、生物の生息・生育を阻害していることから、その対策が必要である。 漂着ごみについては、流域住民一人一人のマナー向上などの発生抑制対策や回収・処理対策を一層強化する必要がある。漂流ごみ、海底ごみについ</p>

瀬戸内海環境保全基本計画の変更案

<p>本方針に基づき、府県における地域計画の策定、回収・処理、発生抑制対策を関係府県等と連携して促進する。</p> <p>また、漂流・海底ごみに関しては、同法附帯決議に基づき、実態把握や発生抑制・回収処理対策等に積極的に取り組むものとする。</p> <p>特に、廃プラスチック等の漂流・漂着・海底ごみについては、汚染の実態把握及び防止対策に努めるものとする。</p>		<p>ては、国、自治体、漁業関係者等の協働により回収・処理を進める体制の構築や、その多くが陸域から発生したものであることから、陸域でのごみの適正処理や発生抑制対策の取組が必要である。</p>
<p>3 自然景観・文化的景観の保全（5）エコツーリズム等の推進</p> <p>瀬戸内海に特有な景観を活用して、都市住民を含む市民が海や自然の保護に配慮しつつ自然等とふれあい、これらについての知識や理解が深まるよう、エコツーリズム推進法に基づきエコツーリズムを推進するものとする。</p> <p>この際、独自の景観を残している島しょ部をはじめ、地域が持つ特有の魅力や魅力を再評価すると同時に、地域の活性化にもつながるよう努めるものとする。</p> <p>また、瀬戸内海の島々のネットワークや自然環境を活かした海洋観光の取組を推進するものとする。</p> <p>さらに、人が海に近づきにくくなった場所においては、周辺環境を勘察しつつ、人工海浜や干潟の造成等の海と人とがふれあえる場を創出するよう努めるものとする。</p>		<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開</p> <p>第1節 基本的な考え方に基づく重点取り組み</p> <p>4. 自然景観及び文化的景観の保全</p> <p>(2) エコツーリズムの推進</p> <p>瀬戸内海に特有な景観を活用して、都市住民を含む市民が海や自然の保護に配慮しつつ自然等とふれあい、これらについての知識や理解が深まるようエコツーリズムを推進することが必要である。この際、独自の景観を残している島嶼部をはじめ、地域が持つ特有の魅力を再評価すると同時に、地域の活性化にもつながるように工夫することが重要である。</p> <p>(3) 海とのふれあいの創出</p> <p>暮らしの変化など、人と自然との関わりの希薄化が文化的な景観の減少をもたらしたことに鑑み、産業の立地のため、人が海に近づきにくくなった場所においては、例えば、海水浴、潮干狩りの場としての人工海浜や干潟の造成、水際線へのアクセスや魚釣り、散策等が可能な親水性護岸の採用など、新たに自然が失われないよう配慮しつつ、海と人とがふれあえる場を創出することが必要である。</p>
<p>3 自然景観・文化的景観の保全（6）その他の措置</p> <p>開発等により、自然海岸が減少し、海岸の景観が損なわれている場合もあることにかんがみ、これらの実施に当たっては、景観の保全について十分配慮するものとする。また、海面及び沿岸部等において、施設を設置する場合においても、景観の保全について十分配慮するとともに、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>さらに、瀬戸内海各地に点在する漁港、段々畑、まち並みなどの自然景観と一体となって重層的にそれぞれの地域の個性を反映している文化的な景観についても、適切に保全されるよう配慮するものとする。</p>	<p>2 自然景観の保全（5）その他の措置</p> <p>開発等により、自然海岸が減少し、海岸の景観が損なわれている場合もあることにかんがみ、これらの実施に当たっては、景観の保全について十分配慮するものとする。また、海面及び沿岸部等において、施設を設置する場合においても、景観の保全について十分配慮するとともに、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>さらに、瀬戸内海各地に点在する漁港、段々畑、町並みなどの自然景観と一体となって重層的にそれぞれの地域の個性を反映している人文的な景観についても、適切に保全されるよう配慮するものとする。</p>	<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開</p> <p>第1節 基本的な考え方に基づく重点取り組み</p> <p>4. 自然景観及び文化的景観の保全</p> <p>(1) 瀬戸内海に特有な景観の保全</p> <p>瀬戸内海を特徴づける多島美、白砂青松に加え、藻場、干潟等の自然景観について、保護地域の指定などにより、現在残されている良好な場所を保全し維持管理することが必要である。</p> <p>また、これらの自然景観と人の生活・生業や賑わいが調和した特有の景観について、重要な場所をリストアップし、その保全方策を検討することが必要である。</p>
<p>4 持続可能な水産資源管理の推進等</p> <p>水産資源が生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、生物多様性の観点からも環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図り、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理が実施されるよう一層の推進に努めるものとする。</p> <p>藻場・干潟は重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、幼稚魚の成育等の資源生産の場としての機能や、有機物の分解による水質の浄化等の様々な機能を有していることを踏まえ、その保全・創造に努めるものとする。</p> <p>また、水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するため、より広域的・俯瞰的な視点を持った漁場整備と水域環境保全対策の推進に努めるものとする。</p> <p>さらに、水産資源の管理措置については、<u>遊漁漁業者</u>はもとより、広く一般の理解を深めるとともに、遊漁者にも資源管理において一定の役割を果た<u>させ</u>てもらえるよう努めるものとする。</p>	<p>3 浅海域の保全等（1）藻場及び干潟等の保全等</p> <p>藻場及び干潟等水質の保全、自然景観の保全に密接に関連する動植物の生育環境に関する科学的知見の向上を図るとともに、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地及び採餌場として重要な干潟について、保護水面の指定、鳥獣保護区の設定等により極力保全するよう努めるものとする。</p> <p>また、その他の藻場及び干潟等についても、水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等として重要な役割を果たしていることから、できるだけ保全するよう努めるものとする。</p> <p>なお、他方、水産資源増殖の見地から積極的に魚介類の幼稚仔育成場の整備の施策を推進するとともに、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開</p> <p>第2節 その他瀬戸内海の環境保全・再生のための重要な取組</p> <p>3. 持続可能な水産資源管理の推進</p> <p>水産資源の管理は、生物多様性の保全の観点からも重要であるため、資源の状態に応じて適切に実施されるよう、科学的知見に基づき行政、試験研究機関、漁業者をはじめとする関係者が一体となって有効な措置を検討し、取組内容の見直しを行うための仕組みの構築をより一層推進することが必要である。</p> <p>また、遊漁による採捕量が魚種や地域によっては漁業による漁獲量に匹敵する水準にあることから、漁業者が自主的に取り組む資源管理措置に対する遊漁者の理解を深めるとともに、遊漁者にも資源管理において一定の役割を果たしてもらえるような取組を推進することが必要である。</p>
<p>5 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保</p> <p>大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るため、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物としての要最終処分量の減少等を図るものとする。また、廃棄物の海面埋</p>	<p>6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保</p> <p>大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るため、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物としての要最終処分量の減少等を図るものとする。また、廃棄物の海面埋</p>	<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開</p> <p>第2節 その他瀬戸内海の環境保全・再生のための重要な取組</p> <p>2. 海洋ごみ対策</p> <p>海洋ごみは、景観を悪化させ、漁業操業や船舶の航行に悪影響を及ぼす</p>

瀬戸内海環境保全基本計画の変更案

<p>立処分には、環境保全と廃棄物の適正な処理の両面に十分配慮するとともに、当該処分地が地域で果たす役割や<u>南海トラフ巨大地震大規模災害</u>等に備えた災害廃棄物の処分地の確保に対する社会的要請の観点から、整合性を保った廃棄物処理計画及び埋立地の造成計画によって行うものとする。</p>	<p>立処分によらざるを得ない場合においても、環境保全と廃棄物の適正な処理の両面に十分配慮し、このような観点から整合性を保った廃棄物処理計画及び埋立地の造成計画によって行うものとする。</p>	<p>とともに、生物の生息・生育を阻害していることから、その対策が必要である。 漂着ごみについては、流域住民一人一人のマナー向上などの発生抑制対策や回収・処理対策を一層強化する必要がある。漂流ごみ、海底ごみについては、国、自治体、漁業関係者等の協働により回収・処理を進める体制の構築や、その多くが陸域から発生したものであることから、<u>陸域でのごみの適正処理や発生抑制対策の取組が必要</u>である。</p>
<p>6 健全な水循環機能の維持・回復 健全な水循環機能の維持・回復を図るため、海域と陸域の連続性に留意して、海域においては藻場・干潟等の沿岸域環境の保全及び自然浄化能力の回復に資する人工干潟等の適切な整備を図るものとする。陸域においては森林や農地の適切な維持管理、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、地下水の涵養、下水処理水の再利用等に努めるものとする。また、これらの施策の推進に当たっては、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとする。</p>	<p>7 健全な水循環機能の維持・回復 健全な水循環機能の維持・回復を図るため、海域と陸域の連続性に留意して、海域においては藻場・干潟等の浅海域の保全及び自然浄化能力の回復に資する人工干潟等の適切な整備を図るものとする。陸域においては森林や農地の適切な維持管理、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、地下水の涵養、下水処理水の再利用等に努めるものとする。また、これらの施策の推進に当たっては、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとする。</p>	
<p>7 島しょ部の環境の保全 島しょ部では限られた環境資源を利用した生活が営まれており、その環境保全は住民生活や社会経済のあり方に直結する課題であることにかんがみ、環境容量の小さな島しょにおいては、特に環境保全の取組に努めるものとする。</p>	<p>9 島しょ部の環境の保全 島しょ部では限られた環境資源を利用した生活が営まれており、その環境保全は住民生活や社会経済のあり方に直結する課題であることにかんがみ、環境容量の小さな島しょにおいては、特に環境保全の取組に努めるものとする。</p>	
<p>8 基盤的な施策（1）水質等の監視測定 水質総量削減制度の実施及びダイオキシン類対策特別措置法の<u>施行運用</u>等に伴い、水質の監視測定施設、設備の整備及び監視測定体制の拡充に努めるとともに、引き続き水質等の保全のための監視測定技術の向上等について検討を進めるものとする。</p>	<p>12 水質等の監視測定 水質総量規制制度の実施及びダイオキシン類対策特別措置法の施行等に伴い、水質の監視測定施設、設備の整備及び監視測定体制の拡充に努めるとともに、引き続き水質等の保全のための監視測定技術の向上等について検討を進めるものとする。</p>	
<p>8 基盤的な施策（2）<u>環境保全に関する</u>モニタリング、調査研究及び技術の開発等 国、地方公共団体、事業者、民間団体等の連携の下に、海象等の基礎的研究、瀬戸内海の実態に対応した大規模浄化事業に関する調査検討、赤潮の発生及び貧酸素水塊の形成のメカニズムの解明並びにそれらの防除技術の向上、環境影響評価手法の向上に関する調査研究、生物多様性・生物生産性の確保の観点からの水質管理及び底質改善に関する調査研究、地球規模の気候変動をもたらす生物多様性・生物生産性への影響や適応策の調査研究等を推進するものとする。 瀬戸内海の環境を保全し回復させる観点から、生態系の構造や各種機能の評価、景観等の評価手法と指標の開発、生態系等の効果的な環境モニタリング手法、生態系への化学物質の影響等に関する調査研究並びに藻場及び干潟の造成、廃棄物等の再利用等に関する技術開発を促進するものとする。 また、順応的管理に向けた実証事業等を行う場合は、その効果及び影響について正確かつ継続的なモニタリングを行うとともに、課題に対する科学的・技術的な解決策のための研究に努めるものとする。 さらに、瀬戸内海に関する環境情報や調査研究、技術開発の成果等のデータベースを整備し、情報の共有化、情報収集の効率化に努めるものとする。</p>	<p>13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等 国、地方公共団体、事業者、民間団体等の連携の下に、海象等の基礎的研究、瀬戸内海の実態に対応した大規模浄化事業に関する調査検討、赤潮の発生及び貧酸素水塊の形成のメカニズムの解明並びにそれらの防除技術の向上、環境影響評価手法の向上に関する調査研究等を推進するものとする。 また、瀬戸内海の環境を保全し回復させる観点から、生態系の構造や各種機能の評価、景観等の評価手法と指標の開発、生態系等の効果的な環境モニタリング手法、生態系への化学物質の影響等に関する調査研究並びに藻場及び干潟の造成、廃棄物等の再利用等に関する技術開発を促進するものとする。 さらに、瀬戸内海に関する環境情報や調査研究、技術開発の成果等のデータベースを整備し、情報の共有化、情報収集の効率化に努めるものとする。</p>	<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開 第1節 基本的な考え方に基づく重点取り組み 1. きめ細やかな水質管理 （1）新たな環境基準項目への対応 生物多様性・生物生産性の確保の観点からも、環境基準項目として新たな追加が検討されている下層 DO 及び透明度について、引き続き、その設定上で必要となる事項や、それらの水質改善対策について検討することが必要である。 （2）栄養塩濃度レベルと生物多様性・生物生産性との関係に係る科学的知見の集積及び目標の設定 従来の環境基準項目である全窒素・全りんの評価に加え、特に植物による一次生産に不可欠な溶存態無機窒素・溶存態無機りん濃度レベル（栄養塩濃度レベル）と生物多様性・生物生産性との関係について調査・研究を行い、科学的知見の集積とこれに基づく目標の設定の検討を行うことが必要である。 第4章 今後の環境保全・再生施策の展開 第1節 基本的な考え方に基づく重点取り組み 1. きめ細やかな水質管理 第2節 その他瀬戸内海の環境保全・再生のための重要な取組 1 気候変動への適応 地球規模の気候変動に伴い、瀬戸内海においても海水温の上昇等により、生態系や水産業への影響が懸念されている。このため、気候変動をもたらす生物多様性・生物生産性への影響調査・適応策等について、長期的な視点での対応方策を検討することが必要である。 第3節 環境保全・再生の推進方策 7. モニタリング・調査・研究、技術開発の推進</p>

瀬戸内海環境保全基本計画の変更案

		<p>(1) モニタリング・調査・研究 各種取組に当たって、科学的に裏付ける知見が十分でない場合には、例えば、生態系をはじめとした現状の的確な把握、降雨や海流等を含む物質循環・生態系管理に係る構造等の解析、精度のよい将来の予測など、モニタリングや調査・研究を一層充実させ、科学的裏付けデータを蓄積することが必要である。 特に、順応的管理に基づく実証事業等を行う場合は、正確かつ継続的なモニタリングが必要である。あわせて、課題に対する科学的・技術的な解決策を研究していくことが必要である。 また、環境保全・再生の取組を推進させるために、現在行われている各地の取組事例を調査し、研究していくことも必要である。</p> <p>(2) 技術開発 豊かな瀬戸内海を実現するために有効な技術を開発し、その活用を促進することが必要である。特に、効果的な人工干潟造成技術、赤潮や貧酸素水塊の発生を抑制する技術、環境負荷をかけずに効率的に栄養塩を高次生物まで循環させる技術、偏在している栄養塩等を拡散させる技術などの開発が必要である。また、浚渫土やリサイクル材等を用いた土質改良材等については、環境改善効果だけではなく、生態系への影響等にも十分に配慮して検証を行うことが重要である。</p> <p>(3) 取組の体制 調査・研究や技術開発に当たっては、国及び地方公共団体の試験研究機関や大学、博物館や企業などによる密接な連携のもと、総合的に取り組むための体制づくりが必要である。</p>
<p>8 基盤的な施策(3) 広域的な連携の強化等 瀬戸内海は 13 府県が関係する広大な海域であることから、環境保全施策の推進のため、各地域間の広域的な連携の一層の強化を図るものとする。 健全な水循環機能の維持・回復のための取組の推進、住民参加の推進、環境教育・環境学習の充実を図るため、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるとともに、各地方公共団体の環境保全の取組の実施においても連携の強化に努めるものとする。</p>	<p>17 広域的な連携の強化等 瀬戸内海は 13 府県が関係する広大な海域であることから、環境保全施策の推進のため、各地域間の広域的な連携の一層の強化を図るものとする。 健全な水循環機能の維持・回復のための取組の推進、住民参加の推進、環境教育・環境学習の充実を図るため、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるとともに、各地方公共団体の環境保全の取組の実施においても連携の強化に努めるものとする。 さらに、瀬戸内海の自然的、社会的条件から、環境保全のための施策の策定に当たっては、住民や事業者等の幅広い意見を調整し、施策に反映するための適切な仕組みの検討に努めるものとする。</p>	<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開 第3節 環境保全・再生の推進方策 4. より幅広い主体の参画・協働の推進 豊かな瀬戸内海の実現のためには、より幅広い主体の参画・協働が必要である。 より幅広い主体の参画・協働を得るためには、国内外からより多くの人々が瀬戸内海に訪れ、瀬戸内海を体験できるよう、海岸へのアクセスを確保し、海とふれあう機会を増やすことが重要である。 そうした幅広い主体の参画・協働による取組に際しては、各主体において、例えば、多様な生物とその生息の場を守るという生物多様性保全の取組が生物生産性の高い豊かな漁場の実現につながるものであるということを通じ理解し、望ましい海の姿など地域における目標を広く共有することが重要である。 また、地元で活動している漁業者や市民団体等の取組を支援するとともに、地域の取組に幅広い主体が積極的に参画・協働し、取組で把握された問題が今後の施策に反映される仕組みづくりが重要である。 このため、湾・灘ごとに、関係行政機関、漁業者や市民団体等が参画する協議会をつくるなど、幅広い主体の緊密な連携・調整を図ることが重要である。</p>
<p>8 基盤的な施策(4) 情報提供、広報の充実 住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、食、文化、レクリエーションを通じた普及啓発活動、市民の環境に対する認識の確認、多様な情報に関するデータベースの整備等により広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、広報誌等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷量の削減、廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めるものとする。</p>	<p>16 情報提供、広報の充実 住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、多様な情報に関するデータベースの整備等により広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、広報誌等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めるものとする。</p>	<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開 第3節 環境保全・再生の推進方策 5. 国内外への情報発信の充実 豊かな瀬戸内海について幅広い主体の理解が得られるよう、瀬戸内海の価値、現状、課題や、調査・研究の結果等についての情報発信を充実することが必要である。 また、食、文化、レクリエーションを通じた普及啓発活動、市民の環境に対する認識の確認、わかりやすい生物指標の開発と活用等の取組により、市民の関心を高め、水質や底質、生物の生息にとって本来必要とされることの正しい理解の共有を図ることが必要である。 さらに、瀬戸内海における公害克服、環境保全の経験を活かして、水環境保全の取組をパッケージ化して、閉鎖性海域における水質汚濁などの問</p>

瀬戸内海環境保全基本計画の変更案

		<p>題を抱える諸外国をはじめ国際的に情報発信し、そうした国における環境対策に協力していくことが必要である。</p>
<p>8 基盤的な施策（5）環境保全思想の普及及び住民参加の推進 瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等も含めた総合的な対策が必要である。 その実効を期するため、多様な環境施策の計画・実施等を行う行政、事業活動における環境配慮行動等を行う事業者、生業の場としての海における環境配慮行動等を行う漁業者、地域に根ざした環境配慮行動を提案・企画・実施等を行う市民団体、日常生活における環境配慮行動等を行う市民等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力、地域における目標の共有が不可欠であり、瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図るものとする。また、汚濁負荷量の削減、廃棄物の排出抑制、環境保全への理解、行政の施策策定への参加等の観点から、住民参加の推進に努めるものとする。 このため、公益法人等の民間団体による環境ボランティアの養成等への取組の支援に努めるものとする。また、環境保全施策の策定に当たって、必要に応じて地域協議会をつくるなど、幅広い主体の意見の反映に努めるものとする。</p>	<p>14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進 瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等も含めた総合的な対策が必要である。 その実効を期するため、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠であり、瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図るものとする。また、汚濁負荷量の削減、廃棄物の排出抑制、環境保全への理解、行政の施策策定への参加等の観点から、住民参加の推進に努めるものとする。 このため、公益法人等の民間団体による環境ボランティアの養成等への取組の支援に努めるものとする。また、環境保全施策の策定に当たっての住民意見の反映方策についての検討に努めるものとする。</p> <p>17 広域的な連携の強化等 瀬戸内海は 13 府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、各地域間の広域的な連携の一層の強化を図るものとする。 健全な水循環機能の維持・回復のための取組の推進、住民参加の推進、環境教育・環境学習の充実を図るため、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるとともに、各地方公共団体の環境保全の取組の実施においても連携の強化に努めるものとする。 さらに、瀬戸内海の自然的、社会的条件から、環境保全のための施策の策定に当たっては、住民や事業者等の幅広い意見を調整し、施策に反映するための適切な仕組みの検討に努めるものとする。</p>	<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開 第3節 環境保全・再生の推進方策 3 役割の明確化 これまで、瀬戸内海における環境保全・再生の取組は、市民、漁業者、企業、市民団体、関係行政機関等の幅広い主体によって実施されてきた。今後もこれらの取組を推進するとともに、更なる環境保全・再生を進めるために、各主体の役割を明らかにすることが必要である。</p> <p>4. より幅広い主体の参画・協働の推進 豊かな瀬戸内海の実現のためには、より幅広い主体の参画・協働が必要である。 より幅広い主体の参画・協働を得るためには、国内外からより多くの人々が瀬戸内海に訪れ、瀬戸内海を体験できるよう、海岸へのアクセスを確保し、海とふれあう機会を増やすことが重要である。 そうした幅広い主体の参画・協働による取組に際しては、各主体において、例えば、多様な生物とその生息の場を守るという生物多様性保全の取組が生物生産性の高い豊かな漁場の実現につながるものであるということを通じ理解し、望ましい海の姿など地域における目標を広く共有することが重要である。 また、地元で活動している漁業者や市民団体等の取組を支援するとともに、地域の取組に幅広い主体が積極的に参画・協働し、取組で把握された問題が今後の施策に反映される仕組みづくりが重要である。 このため、湾・灘ごとに、関係行政機関、漁業者や市民団体等が参画する協議会をつくるなど、幅広い主体の緊密な連携・調整を図ることが重要である。</p>
<p>8 基盤的な施策（6）環境教育・環境学習の推進 瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。このため、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施設の整備や、理解促進のためのプログラム等の整備等に努めるものとする。 また、国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学習機会の提供やボランティア等の人材育成及び民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。</p>	<p>15 環境教育・環境学習の推進 瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。このため、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施設の整備や、理解促進のためのプログラム等の整備等に努めるものとする。 また、国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学習機会の提供やボランティア等の人材育成及び民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。</p>	<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開 第3節 環境保全・再生の推進方策 6. 環境教育・学習の推進 将来、様々な立場で環境保全に参画できる人材を育てることは非常に重要であることから、学校や地域において、干潟等を積極的に活用した体験型環境教育・学習を推進することが必要である。 また、地域において環境教育・学習の担い手となる人材を育成することが必要である。</p>
<p>8 基盤的な施策（7）海国内外の閉鎖性海域との連携 海国内外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図るとともに、海国内外における取組に積極的に貢献するため、閉鎖性海域に関する国際会議等の開催や支援、積極的な参加、人的交流、情報の発信及び交換等に努めるものとする。</p>	<p>18 海外の閉鎖性海域との連携 海外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図るとともに、海外における取組に積極的に貢献するため、閉鎖性海域に関する国際会議等の開催や支援、積極的な参加、人的交流、情報の発信及び交換等に努めるものとする。</p>	<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開 第3節 環境保全・再生の推進方策 5. 国内外への情報発信の充実 豊かな瀬戸内海について幅広い主体の理解が得られるよう、瀬戸内海の価値、現状、課題や、調査・研究の結果等についての情報発信を充実することが必要である。 また、食、文化、レクリエーションを通じた普及啓発活動、市民の環境に対する認識の確認、わかりやすい生物指標の開発と活用等の取組により、市民の関心を高め、水質や底質、生物の生息にとって本来必要とされることの正しい理解の共有を図ることが必要である。 さらに、瀬戸内海における公害克服、環境保全の経験を活かして、水環境保全の取組をパッケージ化して、閉鎖性海域における水質汚濁などの問題を抱える諸外国をはじめ国際的に情報発信し、そうした国における環境対策に協力していくことが必要である。</p>

瀬戸内海環境保全基本計画の変更案

<p>8 基盤的な施策（8）国の援助措置 国は、この計画に基づき地方公共団体等が実施する事業について、その円滑かつ着実な遂行を確保するため必要な援助措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>19 国の援助措置 国は、この計画に基づき地方公共団体等が実施する事業について、その円滑かつ着実な遂行を確保するため必要な援助措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p>第4 計画の点検 この計画の点検の際には、水質及び底質の汚染状態を示す項目、水温等のほか、次の指標を用いて取組の状況を把握するものとする。なお、数値化しにくい要素を含む取組に関しては、具体的な施策の実施事例等により取組の状況を把握するものとする。</p> <p>【主に沿岸域環境の保全・再生・創出に関する指標】 ・藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等面積 ・渡り鳥飛来数 ・里海の取組箇所数 ・自然海浜保全地区指定数 ・海水浴場の数 ・海水浴場の利用者数 ・水浴場の水質判定基準の達成状況 ・海砂利採取量</p> <p>【主に水質の保全・管理に関する指標】 ・水質汚濁に係る環境基準達成状況 ・汚濁負荷量（COD・全窒素・全磷） ・汚水処理人口普及率 ・下水道高度処理実施率 ・漁場改善計画策定漁協の養殖生産量シェア ・漁場改善計画数 ・家畜排せつ物法への対応状況 ・エコファーマー認定件数 ・化学物質排出移動量届出制度（PRTR）に基づく公共用水域への届出排出量 ・水浴場の水質判定基準の達成状況 ・環境技術実証事業実施件数</p> <p>【主に自然景観・文化的景観の保全に関する指標】 ・国立公園利用者数 ・景観法に基づく景観計画の策定自治体数 ・森林面積 ・森林整備（造林）実施面積 ・保安林指定面積 ・林地開発許可処分件数 ・都市公園面積 ・都市計画法に基づく風致地区指定面積 ・都市緑地法に基づく特別緑地保全地区指定面積 ・重要伝統的建造物群保存地区選定件数 ・史跡、名勝、天然記念物等の国指定件数 ・重要文化的景観選定件数 ・海岸漂着物回収量 ・エコツーリズム推進アドバイザー派遣回数 ・エコツーリズム地域活性化支援交付金の活用団体数</p> <p>【主に持続可能な水産資源管理の推進に関する指標】 ・漁業生産量 ・保護水面指定数</p> <p>また、瀬戸内海環境保全特別措置法第4条に基づく瀬戸内海の環境の保</p>		<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開 第3節 環境保全・再生の推進方策 1. 瀬戸内海に係る計画及び法制度の点検・見直し （1）瀬戸内海環境保全基本計画の点検・見直し 瀬戸内海の環境保全のマスタープランとして、環境保全の目標、講ずべき施策等の基本的な方向を明示している基本計画については、本報告を踏まえた点検及び見直しを行う必要がある。 また、地域特性を踏まえた豊かな海の具体像を反映させるため、瀬戸内海の環境保全に関する府県計画について、目標の設定や目標を達成するための具体的な施策について検討を行うことが必要である。 目標設定や施策等の見直しに当たっては、当該地域の過去の環境の状況等を踏まえるとともに、現存する自然環境、海域利用や土地利用等の現況、歴史、文化に係る地域特性等の情報を共有しつつ、市民、漁業者、企業、市民団体など、当該地域に関する利害関係者の意見を取り入れるなど、各主体の参画と協働により地域における豊かな海を目指した取組を推進していくことが重要である。その際、地域間の計画の整合性を確保し、施策の円滑な実施を図るため、広域的な連携が重要である。</p> <p>2. 評価指標の設定 基本計画及び府県計画において設定する目標は、わかりやすい指標を用いることが必要である。特に、生物指標は、多くの人が海を楽しみながら手軽に環境モニタリングに参加できることから重要である。 その際、生物や生態系等に関する知見が不十分な状況にあることや数値化しにくい要素も多いことに留意し、知見の集積に伴って随時これらを見直すとともに、可能な限り定量化を図ることが重要である。 以下に、豊かな瀬戸内海の評価について検討するために有効と考えられる指標例について、概念的なものも含め列挙した。今後、定義が必要な指標は検討を進め、これらの指標を必要に応じて組み合わせ、総合的に目標設定を行うことが重要である。なお、以下の指標例のうち、下線があるものは第四次環境基本計画に示された指標である。</p> <p>◇水質・水循環の保全に係る指標の例 水質汚濁に係る環境基準の達成状況、透明度、下層 DO、水浴場の水質判定基準の達成状況、流入汚濁負荷量、赤潮発生件数と種類・規模、青潮発生件数、水辺の健全性指標、淡水流入量、森林面積</p> <p>◇自然景観・文化的景観に係る指標の例 自然公園の指定面積、海岸線の形態別距離、漂流・漂着ごみ回収量、景観法に基づく景観計画の策定自治体数</p> <p>◇生物多様性に係る指標の例 藻場・干潟面積、水生生物・底生生物・海浜植物の種類数・個体数、渡り鳥飛来数、自然再生の実施箇所数、生物指標、浅場・窪地の再生・修復を行った面積・箇所数</p> <p>◇生物生産性に係る指標の例 基礎生産速度、漁業生産量、水産用水基準の達成状況</p> <p>◇底質環境の改善に係る指標の例 底泥の有機物・栄養塩含有量、底泥の硫化物含有量、土砂流入量、海へ供給される排砂管理を行うダム・河口堰の数、底質の粒度組成、海底ごみ回収量</p>

瀬戸内海環境保全基本計画の変更案

<p><u>全に関する府県計画においては、地域の実情に応じて、上記の指標の他、下記の指標から選択・追加して点検を行うものとする。</u></p> <p><u>府県計画において選択・追加することが想定される指標</u></p> <p>【主に沿岸域環境の保全・再生・創出に関する指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藻場・干潟等の保全・再生・創出箇所数・面積 ・潮干狩場の数 ・底質環境改善箇所数 <p>【主に水質の保全・管理に関する指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合流式下水道改善率 <p>【主に自然景観・文化的景観の保全に関する指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚つき保安林指定面積 ・景観形成地区等指定件数 ・史跡、名勝、天然記念物等の府県指定件数 ・文化的景観の府県選定件数 ・沿岸地域の海関連伝統行事数 ・海底ごみ回収量 ・環境保全活動のイベント数 ・環境保全活動参加者数 ・臨海部における親水空間（散策道、海浜公園等）の数 ・釣り公園等の釣り場の数 <p>【主に持続可能な水産資源管理の推進に関する指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁場整備事業（魚礁設置等）実施箇所数 ・水産動植物採捕禁止区域等設定数 		<p>◇賑わい・ふれあいに係る指標の例</p> <p>里海の取組箇所数、海水浴場・潮干狩場の数、環境保全活動のイベント開催数と住民の参加者数、国立公園利用者数、水環境・自然環境の住民の満足度、ダイビングスポット数、入港船舶総トン数、港湾貨物取扱量、港湾施設の効率性（リードタイム）</p>
		<p>第4章 今後の環境保全・再生施策の展開</p> <p>第3節 環境保全・再生の推進方策</p> <p>1. 瀬戸内海に係る計画及び法制度の点検・見直し</p> <p>（2）瀬戸内海環境保全特別措置法等の点検・見直し</p> <p>本報告に示す豊かな瀬戸内海を実現するための基本的な考え方に基づく施策を推進していくため、瀬戸内法など既存の法制度について、環境政策をめぐる新たな流れへの対応や現状に即しての点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要がある。</p>